



多気町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)



令和7年2月改訂
多気町

はじめに

近年、地球温暖化による気候変動の影響は、気象災害の頻発など顕著に現れています。本町においても、強力な台風や集中豪雨により、浸水被害が発生するなど町民生活に大きな影響をもたらしており、もはや他人事ではないと考えています。

我が国は、「令和32（2050）年カーボンニュートラル」を宣言し、中期目標として令和12（2030）年において、温室効果ガスを平成25（2013）年から46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明しています。

こういった脱炭素化の動きが加速する社会的背景のもと、本町においても、令和3（2021）年には、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すバイオマス産業都市の取得や、広域6町連名でゼロカーボンシティを宣言し、周辺自治体と連携した取組を推進しています。

今回の「多気町地球温暖化対策実行計画」では、地球温暖化に関する問題をより身近に感じてもらうことや、町民・事業者・町が一体となって、取り組むことなどを目的として、本町の自然的・社会的特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標や目標達成に向けた今後の具体的な取組や施策などを決めました。

また、脱炭素の取組は次世代を担う若者たちをはじめ、町民の皆様に誇りと愛着を持って多気町に住み続けていただくためにも、非常に重要な取組と考えています。こういった考えのもと、本計画における脱炭素で目指す将来像を「ええまち・多気の創生と継承～脱炭素化に向けた官民連携・地域間連携で課題を解決する持続可能なまち～」とし、町民・事業者・町が、それぞれの役割を認識し、一丸となって取り組み、本将来像の達成を目指します。

最後に本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました多気町環境保全審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントにご協力いただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和6（2024）年3月



多気町長

久保 行央

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の背景

- 1-1-1. 地球温暖化とは 1
- 1-1-2. 地球温暖化対策に関する動向 4

第2節 計画の位置づけ

- 1-2-1. 計画の位置づけ 11

第2章 区域施策編

第1節 区域の現状と課題

- 2-1-1. 区域の特徴 14
- 2-1-2. 都市構造 17
- 2-1-3. 産業の状況 18
- 2-1-4. 人口動態 20
- 2-1-5. 地域の強み、課題、機会、脅威等 21

第2節 地域脱炭素を通じて目指す地域の将来像

- 2-2-1. 将来像 22

第3節 温室効果ガス排出量の現況推計と将来推計

- 2-3-1. 温室効果ガス排出量の現況 24
- 2-3-2. 温室効果ガス吸収量の推計 25
- 2-3-3. 温室効果ガス排出量の現状趨勢（BAU） 28
- 2-3-4. 温室効果ガス排出量の将来推計 29

第4節 再生可能エネルギーのポテンシャル

- 2-4-1. 各種再生可能エネルギーの特徴 34
- 2-4-2. 再生可能エネルギーの導入状況 35
- 2-4-3. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル 37

第5節 温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギー導入目標

- 2-5-1. 温室効果ガス削減目標 47
- 2-5-2. 再生可能エネルギー導入目標 48

第6節 目標達成に向けた対策・施策

- 2-6-1. 多気町脱炭素アクションプラン 49
- 2-6-2. 重要業績評価指標（KPI） 57

第3章 事務事業編

第1節 事務事業編における各種調査・検討

- 3-1-1. 計画の目的・位置づけ 59
- 3-1-2. 本町の事務事業における温室効果ガスの排出の状況 60
- 3-1-3. 公共施設への再生可能エネルギーの導入状況等 62

第2節 事務事業における削減目標と取組施策の検討

- 3-2-1. 温室効果ガス削減目標 63
- 3-2-2. 目標達成に向けた取組 64
- 3-2-3. 日常業務における各所属及び職員一人ひとりの取組 66

第4章 適応策の検討

第1節 適応策

- 4-1-1. 気候変動への適応とは 68
- 4-1-2. 気候変動における影響の現状と将来予測される影響 69
- 4-1-3. 今後検討すべき適応策 70
- 4-1-4. 適応策の進め方 71

第5章 計画策定の推進体制・進行管理

第1節 計画の推進体制

- 5-1-1. 推進体制 73
- 5-1-2. 計画の進行管理 73

資料編

- ①用語集 75
- ②事務事業編 対象公共施設一覧 81

※この計画書では、ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

※本文中に「*」マークが付いている語句については、資料編の「用語集」に説明があります。
(複数回使用している語句については、初出時に「*」マークを付けています。)

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。令和12(2030)年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

17の目標の中には、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「気候変動*に具体的な対策を」など地球温暖化に直接関わる課題も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センター

第1節 計画策定の背景

1-1-1. 地球温暖化とは

私たちの社会はそれぞれの地域の気候を背景にかたちづくられています。その気候が地球規模で私たちが経験したことのないものになりつつあります。

地球温暖化は、生活や産業活動を通じて排出される温室効果ガス*（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）*、一酸化二窒素（N₂O）*、ハイドロフルオロカーボン*類（HFCs）、パーフルオロカーボン*類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）*、三ふっ化窒素（NF₃）*）により引き起こされる現象です。

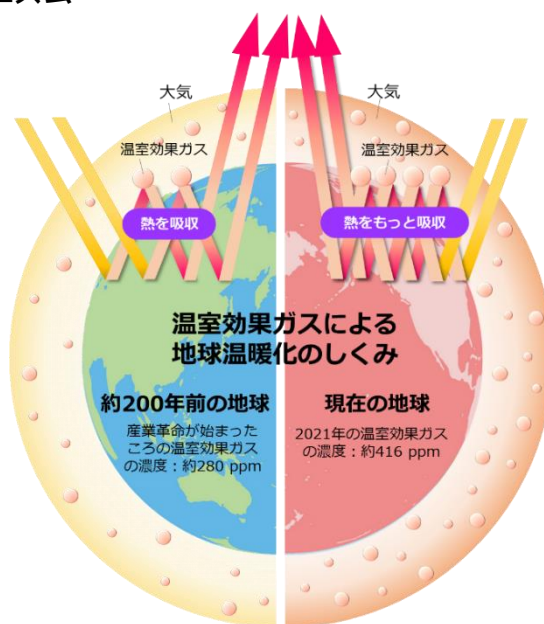
また、地球温暖化がもたらす気候変動問題は今や「気候危機」とも言われていて、私たち一人ひとり、この星に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題です。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

また、地球温暖化の進行に伴い、今後、極端な気温や降水などのリスクが更に高まることが予想されています。

※本町における影響等は第4章適応策の検討にて示します。

図1-1. 地球温暖化のメカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）掲載の図を参考に作成

図1-2. アンデスから崩落する氷河



図1-3. 内陸から沸き上がった水で浸水する町（ツバル フナフチ島）



出典: 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

図 1-4. 2100 年末に予想される日本への影響

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の 10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から 13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75～96%に拡大

出典：環境省 環境研究総合推進費 S-8 2014 年報告書/
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図 1-5. 地球温暖化の影響 一例



出典：環境省「地球温暖化と私たちの暮らし・未来」（2023(令和5)年3月改訂）

1-1-2. 地球温暖化対策に関する動向

1. 国内外の動向

■世界的な潮流

京都議定書*の後継となる温室効果ガス削減に関する世界的な枠組みとして、平成27（2015）年に採択されたパリ協定*では、「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に共有され、平成30（2018）年に公表されたIPCC*（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、令和32（2050）年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。令和3（2021）年に開催された第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP*26）では、気温上昇を抑える目標として「1.5度」目標が公式文書として明記されました。

そして、令和3（2021）年の第6次報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないこと」と断定され、令和5（2023）年に公表された統合報告書では、「継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期のうちに1.5℃に達する」との厳しい見通しが示されました。

この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取る必要性を訴えかけている内容となっています。

なお、令和3（2021）年4月時点で、125カ国・1地域が、令和32（2050）年までにカーボンニュートラル*を実現することを表明しており、これらの国における二酸化炭素排出量は世界全体の37.7%にのびります。また、世界最大の二酸化炭素排出国である中国は、令和42（2060）年までにカーボンニュートラルを実現することを令和2（2020）年9月の国連総会で表明しています。

図 1-6. 世界の二酸化炭素排出量
(令和2（2020）年度)

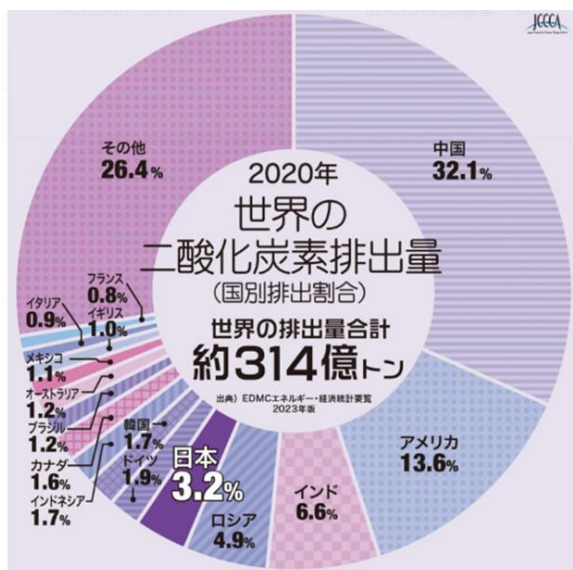


図 1-7. IPCC 報告書における表現の変化

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化

第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が「大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

出典：EDMC/エネルギー・経済統計要覧 2023年版/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

図1-8. 主要国のカーボンニュートラル表明状況

	NDC目標（2030年目標）		（参考） 2013年比の 2030年目標の水準	カーボンニュートラル目標 （ネットゼロ達成時期）
	削減率	基準年		
英国	68%以上	1990年	54.6%減	2050年
ブラジル	50%	2005年	48.7%減	2050年
日本	46%	2013年	46.0%減	2050年
米国	50～52%	2005年	45.6%減	2050年
EU	55%	1990年	41.6%減	2050年
韓国	40%	2018年	23.7%減	2050年
中国	65%	2005年	14.1%増	2060年
インド	45%	2005年	99.2%増	2070年

出典：エネルギー白書 2023 年版

■国の動き

我が国では、令和2（2020）年10月に、成長戦略の柱として経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会*の実現、具体的には令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。続く令和3（2021）年4月には、令和12（2030）年度に基準年度（平成25（2013）年度）比で46%削減するという目標を表明しました。

中でも次世代型太陽電池*、カーボンリサイクル*をはじめとした、革新的なイノベーション*が鍵になり、実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進するとしています。また、規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資*のさらなる普及を進めるとともに、脱炭素*社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組む方針を掲げています。

■各自治体でのゼロカーボンシティ*への取組

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとしてされています。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、令和32（2050）年二酸化炭素実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）に取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、令和5（2023）年12月現在、本町を含む1,013自治体（46都道府県、570市、22特別区、327町、48村）が表明しています。

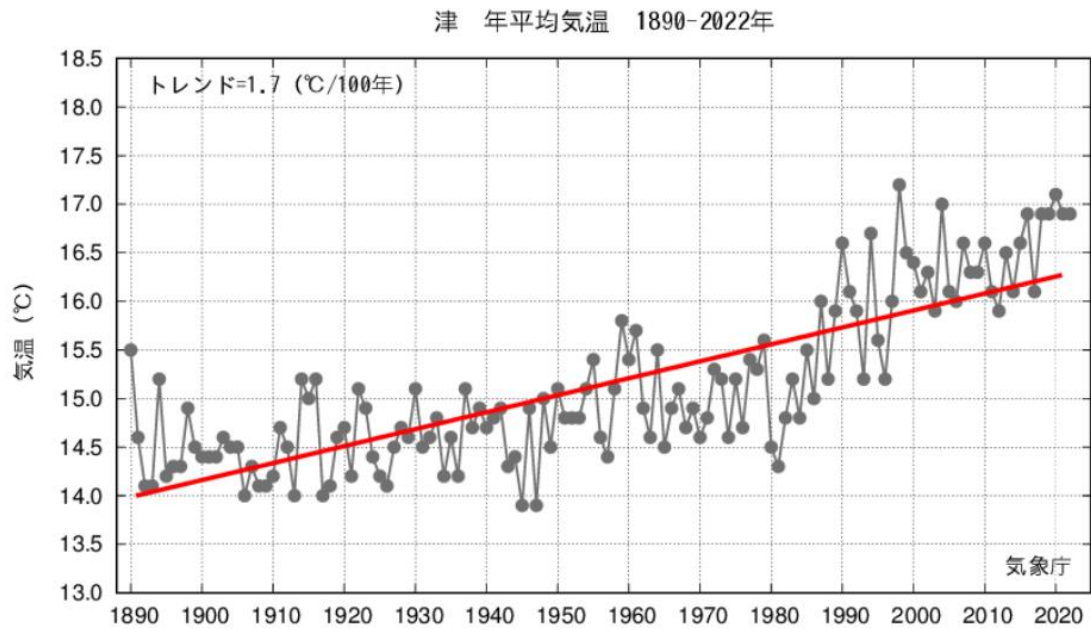
なお、三重県内では、22自治体が表明をしています。

2. 三重県の動き

■平均気温や二酸化炭素排出量の状況

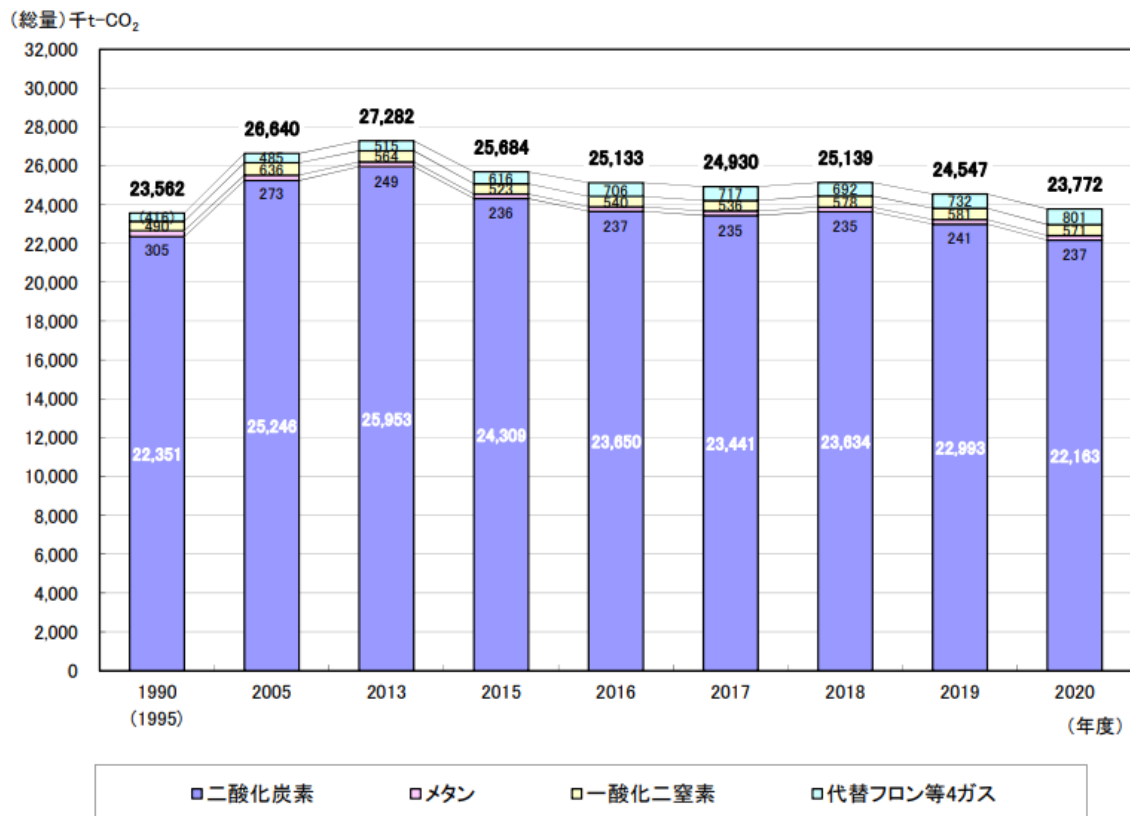
三重県全体の平均気温は年々上昇しています。令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量は前年度比3.1%（35万トン）減の23,772千t-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度と比べて15.3%の減少、前年度と比べて3.1%の減少となっています。

図 1-9. 三重県の平均気温の推移



出典：三重県地球温暖化防止活動推進センター

図 1-10. 三重県の二酸化炭素の排出量の推移



出典：三重県

■三重県の温室効果ガス排出量削減目標

三重県では、国際動向や国の動向を受け、令和元（2019）年12月に、令和32（2050）年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言しました。

この取組をオール三重での取組へとつなげていくため、「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」を立ち上げています。令和3（2021）年3月には、地方公共団体実行計画である「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、令和12（2030）年度までの温室効果ガス排出削減目標は基準年度である平成25（2013）年度比で、区域全体で47%削減、県の事務事業において52%削減することを設定しています。

■三重県の新エネルギー導入目標

三重県では、温室効果ガスの削減に向けて徹底的な省エネ対策の推進に加え、再エネの最大限の導入に向けて次のような中長期計画を打ち出しています。

【中期目標】

令和8（2026）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの94.0万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

【長期目標】

令和12（2030）年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの104.6万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入

※三重県における新エネルギーの定義

- ・再生可能エネルギー①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス*発電⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電
- ・革新的高度利用技術（エネルギーの需要を減らした分を地域で発電したものとみなす）⑦コージェネレーション*（燃料電池*除く）⑧燃料電池（I*ファーム）⑨次世代自動車*（EV*、FCV*等）⑩ヒートポンプ*（I*コクト）

3. これまでの多気町の主な取組

多気町では、平成18（2006）年1月より環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、太陽光発電システム等（住宅太陽光発電システム、事業所太陽光発電システム、小型風力発電システム、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器、定置用リチウムイオン蓄電池）に対して設置経費の一部を補助するなどの支援を実施しています。

また、令和2（2020）年9月に「多気町バイオマス産業都市構想」を策定し、令和2（2020）年12月には国の関係7府省が共同で推進しているバイオマス産業都市に選定されました。

間伐材や国内の森林に係る一般木材、果樹剪定枝を燃料に木質バイオマス発電を行い、その排熱、CO₂及び灰を活用した農畜水産物生産等の事業を推進するほか、食品廃棄物等をバイオガス化し、液肥を活用するとともに、バイオマス利用の取組により資源循環型社会を構築し、新たな地域産業の形成と雇用創出の実現、町の活性化を目指しています。

令和3（2021）年4月には、広域6町（多気町・大台町・明和町・大紀町・度会町・紀北町）が、将来にわたって健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、それぞれの特徴を活かしながら連携して取り組むことを決意し、「ゼロカーボンシティ」を共同宣言しました。

■多気町の温室効果ガス削減目標

【長期的な目標】 令和32（2050）年度 温室効果ガス排出量 実質ゼロ

【中期的な目標】 令和12（2030）年度 基準年度（平成25（2013）年度）比48%削減

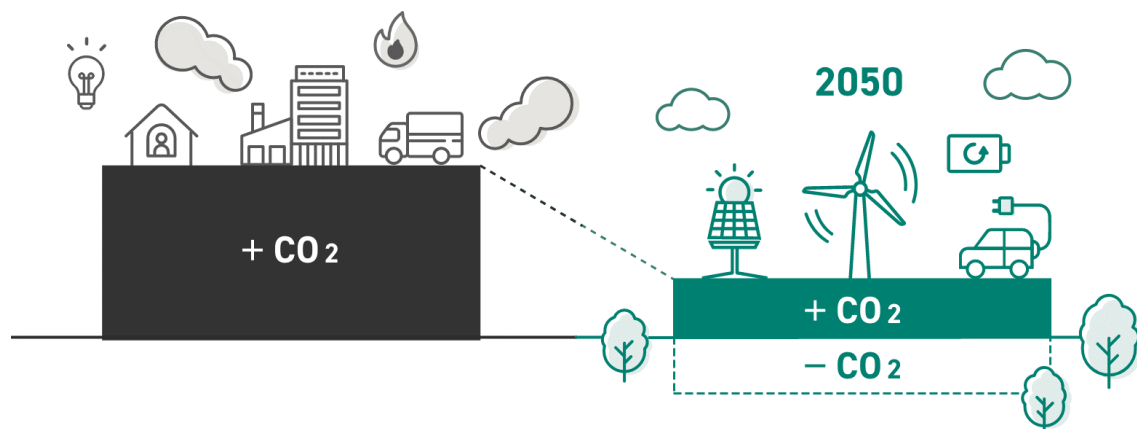
■多気町の近年の取組

平成18（2006）年～現在	太陽光発電システム等設置補助金
令和2（2020）年	バイオマス産業都市構想 採択
令和3（2021）年	多気町地域再生可能エネルギー導入戦略内容検討
令和4（2022）年	多気町地域再生可能エネルギー導入戦略策定
令和5（2023）年	令和4（2022）年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金採択、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定

図1-11. カーボンニュートラル*とは

カーボンニュートラル、つまり「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収作用の保全・強化をする必要があります。



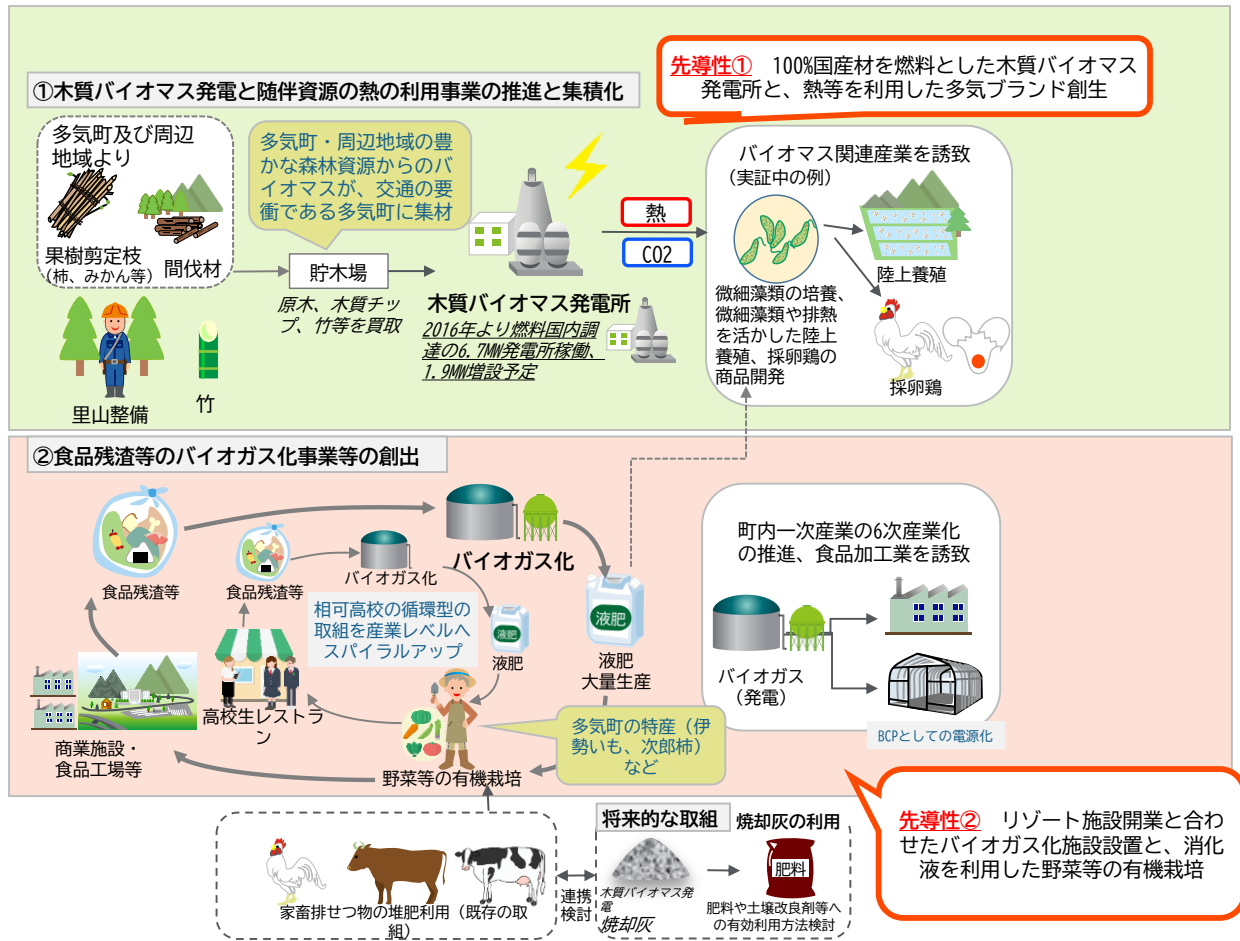
出典：環境省

【コラム①】バイオマス産業都市構想

■多気町バイオマス産業都市構想概要

多気町の強みである国産材100%の木質バイオマス発電事業を基盤とし、発電随伴資源を活用する関連産業を進行するとともに、食品残渣等を活用したバイオガス事業の推進を通じて、「食のまち・多気」の循環型食品加工行業の創生を図ります。

●構想のイメージ



<目指すべき将来像>

【今持つ強みを徹底的に伸ばす産業創生戦略を実行する】

➤ 図太い木質バイオマス発電バリューチェーンの構築

- ・バイオマス関連産業誘致、雇用創出
- ・付加価値の高い農畜水産物を創出しブランド化
- ・竹林整備など、里山整備の活性化、林業活性化
- ・災害時、発電所構内にて携帯電話や車などのバッテリーへの充電用電源の確保・提供
- ・状況に応じ、フォークリフトなど重機類の提供

➤ 地域循環型バイオマス農業・食産業の構築

- ・廃棄物の有効活用による6次産業化の推進
- ・食のまちの食品付加価値の増強
- ・バイオガス発電による事業継続力の強化
- ・有機栽培による付加価値の高い農産物生産

【コラム②】実証実験を行っているEVバス

■実証実験を行っているEVバス

本町では、多気町は高齢化率34.6%（令和2（2020）年）であり、全国平均よりも高齢化が加速しており、認識力が低下して免許を返上した高齢者や、車に乗れない方が生活の移動手段として困らない交通手段を確保する必要があります。また、労働力不足や二種免許取得者の減少により、運転手の確保が年々難しくなっている現状があります。

そのため、自動運転の導入を図り、既存交通と掛け合わせることで住民や多気町に訪れる観光客にとって利便性の高い公共交通体系を実現するべく、多気町内に立地している複合型商業リゾート施設「VISON」（ヴィソン）にて、電気自動車による自動運転の実証実験を行いました。自動運転については、民間施設初となるレベル4*に取り組んでいます。令和5（2023）年度中の敷地内での本格運用を目指しています。この取組により、環境負荷の少ない電気自動車による VISON 内の快適なモビリティの実現が期待されるとともに、将来的には地域の公共交通を補完する取組として展開していくことが想定されます。

●VISON 内を走行する自動運転バス



出典：多気町

第2節 計画の基本的事項

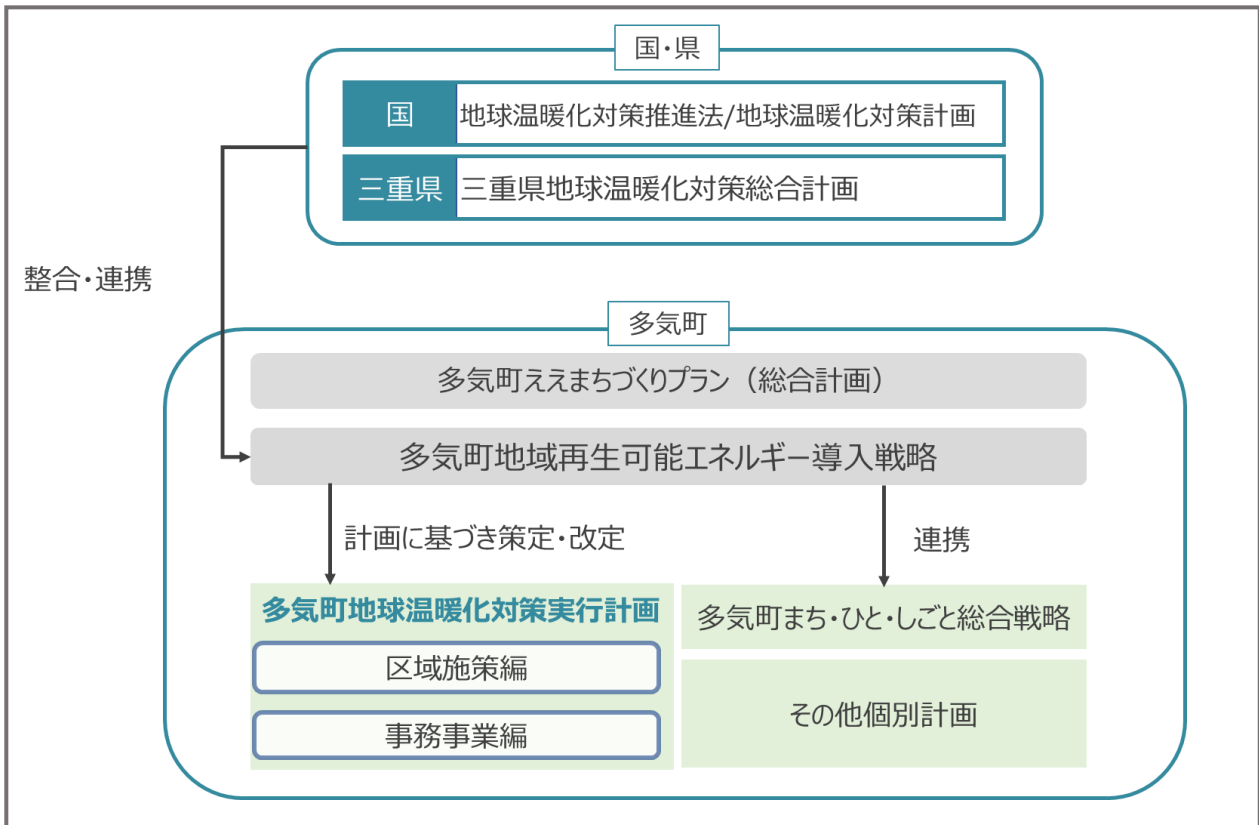
1-2-1. 計画の位置づけ

国においては、令和32（2050）年カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策計画の見直し、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法*」といいます。）の改正などが行われ、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わりつつあります。

「多気町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）は、そのような状況を背景に、温対法の規定に準じ、町・町民・事業などの各主体が連携しながら、町域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを目的とするものです。さらに、脱炭素社会の構築を見据え、適切な再エネ導入目標の設定及び地域課題の解決を同時に達成するための施策を示すものです。

また、本計画は本町における地球温暖化対策に関する取組を推進するための実行計画であるとともに、気候変動適応法*に基づく適応策を示すものです。

図1-12. 本計画の位置づけ



1-2-2. 計画の期間、基準・目標年度

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとします。

ただし、計画期間内においても多気町を取り巻く環境、社会情勢、技術動向などの変化に応じて、柔軟に改善・見直しを行います。

なお、地球温暖化対策は中長期的な展望が必要なことから、中期（令和12（2030）年度）及び長期（令和32（2050）年度）目標を設定し、計画を推進します。

基準年度は、国の地球温暖化対策計画に基づき、平成25（2013）年度とします。

1-2-3. 計画の対象

1. 対象とする温室効果ガス

区域施策編では、主にエネルギー起源の温室効果ガスを対象とします。（事務事業編における対象は、第3章にて記載）

図 1-13. 地方公共団体（その他市町村）で対象とすることが望まれる部門・分野

ガス種	部門・分野		都道府県	指定都市	中核市 ^{※1}	その他の市町村
エネルギー起源 ^{※1}	産業部門	製造業	●	●	●	●
		建設業・鉱業	●	●	●	●
		農林水産業	●	●	●	●
	業務その他部門		●	●	●	●
	家庭部門		●	●	●	●
	運輸部門	自動車（貨物）	●	●	●	●
		自動車（旅客）	●	●	●	●
		鉄道	●	●	●	▲
		船舶	●	●	●	▲
		航空	●			
	エネルギー転換部門		●	●	▲	▲
エネルギー起源 ^{※1} 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	●	●	▲	▲
		自動車	●	●	▲	▲
		鉄道	●	●	▲	▲
		船舶	●	●	▲	▲
		航空	●			
	燃料からの漏出分野		●	●	▲	▲
	工業プロセス分野		●	●	▲	▲
	農業分野	耕作	●	●	▲	▲
		畜産	●	▲	▲	▲
		農業廃棄物	●	●	▲	▲
	廃棄物分野	焼却	▲	●	● ^{※5}	● ^{※5}
		処分	●	● ^{※3}		
		埋立	▲	●	▲	▲
		処分	●	● ^{※3}		
		工場廃水処理施設	●	● ^{※4}		
		排水処理	●	●	▲	▲
		し尿処理施設	▲	●	▲	▲
		生活排水処理施設	▲	●	▲	▲
	原燃料使用等		●	●	▲	▲
	代替フロン等4ガス分野 ^{※2}		●	●	▲	▲

参考：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

2. 対象範囲

区域施策編において、対象とする範囲は、町内全域とします。

3. 対象部門

区域施策編において、対象とする部門は、次のとおりとします。

部門・分野		説明
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場などのエネルギー消費に伴う排出。
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場などのエネルギー消費に伴う排出。
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。
廃棄物分野		廃棄物の焼却などに伴い発生する排出。

※自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上